

令和 5 年度資金不足比率の公表

令和 5 年度公営企業会計決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
西栗倉村簡易水道事業 特別会計	—	令第17条第3号
西栗倉村農業集落排水事業 特別会計	—	令第17条第3号

参考：算定の基礎となった資料は、総務企画課に備えています。